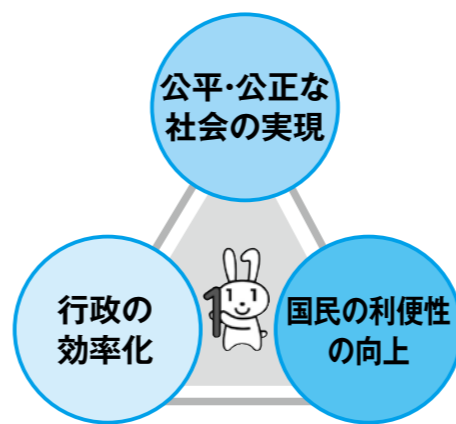


マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります!

マイナンバーとは

日本国内に住民票を有するすべての方(中长期在留者や特別永住者等の外国人も含みます)一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。これは、個人が特定されないように、住所地や生年月日等と関係ない番号が割り当てられます。また、生涯にわたって使われるので、住所等が変わっても、原則変更されません。

マイナンバーは、「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」を目指して導入されるもので、安心・安全な仕組みで国や地方公共団体が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって、各機関での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。



必要な場面

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体等において、次のような社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

マイナンバーは次のような場面で使います。

- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します
- 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所等にマイナンバーを提示します
- 大災害時に被災者台帳の作成事務にマイナンバーを使用します。
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

国民の皆さんは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

10月から

マイナンバーが通知されます



10月5日以降に、マイナンバーの「通知カード」を住民票の世帯ごとに簡易書留でお送りします。確実に受け取りいただくため、現在のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。

簡易書留には、次の3つが入っているか確認してください。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

マイナンバーは一生使うものです。



通知カードは大切に保管してください。

やむを得ない理由で通知カードが受け取れない場合
東日本大震災による被災者、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為や、児童虐待等の被害者の方等で、住民票を残して、別の場所にお住まいの方や、長期にわたって医療機関や施設に入院・入所が見込まれ、その期間中は住民票の住所に誰も居住していない方等、やむを得ない理由で、住民票の住所で通知カードが受け取れない場合は、9月25日(金)までに、現在お住まいの場所(居所)を住民票のある市区町村に登録してください。詳しくは、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

マイナンバー制度について詳しくはコールセンター

マイナンバー
☎0570・20・0178(全国共通ナビダイヤル)へ。
※9:30~17:30(土・日曜日、祝日および年末年始を除く)
※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050・3816・9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※ホームページ(内閣府) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

民間事業者もマイナンバーへの対応が必要

平成28年1月以降、源泉徴収票の作成や健康保険・厚生年金・雇用保険の手続きなどで、従業員等のマイナンバーを記載する必要があります。
利用に当たっての注意点
〈担当者の明確化と番号の取得〉
マイナンバーを扱う人をあらかじめ決めておきましょう。

- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的を伝えましょう。マイナンバーの取得は、法令で定められた場合のみ可能です。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号の確認と身元の確認が必要となります。
- 〈マイナンバーの管理・保管〉
マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了等でマイナンバーが必要なくなったら、マイナンバーの記載された書類は廃棄しましょう。電子データのマイナンバーも削除しましょう。

法人には法人番号が通知されます
10月1日から、1つの法人に1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーとは異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

法人番号について、詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/numberinfo/houjinhangou/>)をご覧ください。

問い合わせ/総合政策課(内線463・464)、通知カード・個人番号カードについては、町民課(内線102・105)へ。

Q&A

安全・安心の仕組みは? プライバシーはきちんと守られるのですか?

A 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管・提供を禁止しています。行政機関では、マイナンバーを扱うシステムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。また、マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。

Q マイナンバーで管理すると、税や社会保障の情報が芋づる式に漏えいしてしまうのではないですか?

A 情報は二元管理せず、これまでどおり各機関で分散して管理されます。また、行政機関間の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使わず、機関ごとに異なるコードを用います。したがって、芋づる式の情報漏えいは防ぐことができます。

Q 他人にマイナンバーを使われて、なりすまし、被害の心配はありませんか?

A なりすまし防止のため、マイナンバーを使う手続きには、個人番号カードや運転免許証等の顔写真付きの身分証明書等により厳格な本人確認が義務付けられています。

Q マイナンバーの漏えいや目的外の収集に対する罰則はどうなっていますか?

A 法律に違反した場合、罰則の種類が多く、法定刑も重くなっております。刑事罰が課せられる場合もあります。